

令和 5 年度
農地等利用最適化推進施策の改善に関する
意見書

伊達市農業委員会

令和5年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

日本の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給し、食品等の関連産業とともに地域経済を支える重要な役割を担っております。また、高品質な農産物を生産する技術、持続性に優れた生産農地である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景など、すばらしい潜在力も有しております。伊達市におきましても、これまで継承されてきた農業や農地、農産物など誇れるものが数多くあります。

しかしながら、伊達市の農業・農村の現状を見ると、発災から10年以上が経過する東京電力第1原発事故による風評、その後の度重なる自然災害等から未だ復旧・復興しておらず、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い遊休農地の増大、野生鳥獣による被害等多くの課題が山積しています。

これに対して、伊達市におかれましても、様々な対策に取り組まれていることは承知しております。その一つである「人・農地プラン」の作成は、各集落で計画され、農地を誰にどのように集積・集約化していくかなど遊休農地防止につながり、その集落の将来像を描くものであり、有効な対策として期待するものであります。我々、伊達市農業委員会におきましても、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員が、各集落での話し合いに積極的に関与し、農業・農村という財産を次世代に引き継いでいくため、尽力していく所存であります。

つきましては、伊達市の農業・農村を、担い手が継承していくことが出来るよう、令和5年度の予算編成及び各種施策の推進にあたり、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和4年10月21日

伊達市長 須田 博行 様

伊達市農業委員会
会長 清 野 直 人

令和５年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見項目

1 伊達市農業振興基本計画の策定について

国は、食料・農業・農村基本法に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」を令和２年３月に策定し、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図ることとしております。

また福島県でも、農林水産業の施策の基本的な方向性を示す「福島県農林水産業振興計画」が令和３年１２月に策定されたところです。

本市におきましても、「伊達市総合計画」における施策を総合的かつ計画的に推進するための農業部門計画として位置付けし、農業・農村を取り巻く様々な課題に対処するために、中・長期的視点に立った本市農業の発展方向と基本的な目標を示すとともに、その目標実現に向けた具体的な施策を示した農業振興基本計画の策定が急務であると考えます。

2 遊休農地の発生防止・解消対策について

農業委員会では、農地の有効利用に向け、利用状況調査（農地法第３０条）及び利用意向調査（農地法第３２条）を実施し、指導から勧告まで行っております。しかし、現在の農業実態は、就業者の高齢化や担い手不足による労働力の減少により、遊休農地が増加している状況です。

- （１）農地利用の最適化を推進するため、「人・農地プラン（来年度施行される「地域計画を含む）」が地域に根ざした計画となるよう地域会合に必要な予算を引き続き措置し、目指すべき地域農業の将来像の明確化、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止等に対する方策を講じるべきと考えます。
- （２）農地集積に係る貸し手、借り手に対する支援の充実を図り、特に借り手が遊休農地を解消した際の補助金の創設等、積極的に調整を行うための方策を講じるべきと考えます。

3 農業後継者・担い手支援について

担い手の経営安定には、農業所得の安定収入が不可欠であることから、収入減少による影響を極力抑える経営所得安定対策等が必要です。

- （１）新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、外食産業の需要減による影響を軽減し、

- 生産意欲維持するため、次年度作付に向けた支援等の継続拡充が必要と考えます。
- (2) 災害や気候変動等が発生した際には、収入減少した農家への所得補償としての収入保険保険料補助を継続し、農家への営農支援を図るべきと考えます。
 - (3) 認定農業者等の養成や就農者に対する報奨金制度の拡充、設備導入費用補助の拡充のほか、農業研修生の受け入れ農家の増を図り、新規就農者及び後継者の確保に努めるべきと考えます。
 - (4) 遊休農地を活用した研修用農地事業を拡充し、実践的研修を通じて将来の農業後継者育成をすべきと考えます。
 - (5) 意欲ある農業経営として、積極的に農産物生産、加工、直売、6次産業化等の取り組みを行う者に対し、育成と支援を継続して行うべきと考えます。
 - (6) 伊達市農業の継承のために、市内外の新規就農者の掘り起こしのための定年帰農者に対する方策、住居の確保、農業後継者の結婚支援等、市独自の農業後継者対策や新規就農者支援を行うべきと考えます。
 - (7) ウクライナ危機を発端とする原油・原材料価格高騰・物価高騰による燃料・資材・肥料等の負担増補填の方策を、国県に対し要望するべきと考えます。

4 原子力災害対策について

東京電力福島第一原子力発電所の一刻も早い事故処理と、被害に対する損害賠償、生産販売のみならず生活再建、農業経営再開も含め、支払われていない賠償金の早急な支払いと長期的な視点での十分な賠償は、東京電力と国が責任を持って行うべきものです。

- (1) 安心して営農できるよう、継続的なモニタリング調査、未だ出荷制限のある山菜等の状況改善等、東京電力と国へ強く働きかけを行うべきと考えます。
- (2) 農家・生産団体等が安全な農産物を生産・販売ができるように、市長によるトップセールスはもとより、学校給食への地場食材利用の割合を高めるなどの手立てを講じながら風評被害を払拭し、消費者が安心して食することができるための支援を行うべきと考えます。

5 鳥獣被害防止対策について

農作物の鳥獣被害が年々増加している状況で、市においては捕獲隊や捕獲檻の設置等により駆除対策が講じられています。

しかし、サルによる被害も深刻化するなど、このような対策だけでは完全に被害を防止することはできず、営農意欲の減退による農業経営の廃止や、遊休農地

の拡大など、地域営農全体が疲弊しています。

- (1) 総合的な駆除対策を図るため、サルやイノシシ等の捕獲駆除計画の具体化や、捕獲隊員後継者確保のための具体的方策の検討・支援をすべきと考えます。
- (2) 侵入防止柵の設置について、待機者解消に資するよう、5年更新の短縮をはかるための市補助予算の増額を講じるほか、国県に対して補助金の増額を要請すべきと考えます。また、捕獲檻・くくりわな等の設置については、補助金の増額をすべきと考えます。

6 防災・減災対策について

近年度重なる大雨・台風をはじめとする自然災害による被害の早期復旧に取り組むことはもちろん、今後、大雨による河川氾濫を防ぐため、河川・ため池等の堤体や堆積土砂の定期的な管理等による国や県と連携した防災・減災対策が必要です。

- (1) 河川やため池は、大雨や台風が発生するたびに土砂が堆積し水深が浅くなることから、堤体の点検・改修、定期的な土砂の撤去が必要と考えます。
- (2) 万が一の河川氾濫に備え、ハザードマップにおける危険区域からの農業用施設等の移転の推進及び費用の補助について検討すべきと考えます。
- (3) 豪雨・洪水被害の軽減が期待される「田んぼダム」について、水田の貯水機能の調査・研究及び整備拡大を着実に推進し、災害被害を未然に防ぐ治水対策をすべきと考えます。

7 農作物被害対策について

近年の気象条件は年々変化しており、様々な農作物被害が引き起こされています。昨年4月の凍霜害、今年5月のひょう害による果樹への被害は甚大でした。また、モモ穿孔細菌病をはじめとした病害虫被害についても、依然として被害が継続しています。伊達市ブランドの桃や柿をはじめとした農産物を守るため、対策の強化継続が必要です。

- (1) 凍霜害等による桃等の被害に対して資材購入費補助等の支援がなされていますが、収入が落ち込む果樹農業者等の生産意欲の低下を防止し、営農活動継続を図るため、次年度作付に向けた資材購入費の補助等、さらなる財政支援の継続と強化が必要と考えます。
- (2) モモ穿孔細菌病に対する特効薬がない現状では、薬剤散布による防除に頼るしかなく、防除の効果に対して負担が大きくなっています。このため、防除に

かかる費用の補助率を引き上げ、伊達市特産物である桃の産地を維持していくための支援の強化が必要と考えます。また、早期に効果ある薬剤の開発が待たれるところであり、開発後の早期導入への支援を検討すべきと考えます。